

一部解約サービス付き定期預金

(平成 25 年 7 月 1 日現在適用中)

項 目	内 容
1. 商 品 名	・一部解約サービス付き自由金利型定期預金 (M型)
2. ご 利 用 先	・個人のみ
3. 期 間	・定型方式 1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1年超5年未満
4. 預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・一括預入 ・1円以上1,000万円未満 ・1円単位
5. 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・預入日から6カ月経過後は1万円以上1円単位で一部解約も可能です。
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・預入金額300万円未満は預入時の自由金利型定期預金 (M型) [預入金額300万円未満] の店頭表示の利率、預入金額300万円以上は預入時の自由金利型定期預金 (M型) [預入金額300万円以上] の店頭表示の利率を満期日まで適用 (一部解約後の残金についても引き続き同利率を適用しますが、預入金額300万円以上のもので一部解約後の金が300万円を下回った場合には、一部解約日以降、当初の預入日における自由金利型定期預金 (M型) [預入金額300万円未満] の利率を適用します。) ・満期日以後に一括して支払います。 ・付加単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 1年もの、2年もの定期方式および1年超3年未満の期日指定方式 ・預入期間が6か月未満 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50% ・預入期間が1年以上3年未満 約定利率×70% (2) 3年もの定期方式および3年超4年未満の満期日指定方式 ・預入期間が6か月未満 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×40% ・預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ・預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

項 目	内 容
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ・ 預入期間が2年6か月以上4年未満 約定利率×90% <p>(3) 4年ものの定期方式および4年超5年未満の満期日指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が6か月未満 解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×10% ・ 預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ・ 預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×30% ・ 預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×40% ・ 預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×50% ・ 預入期間が3年以上5年未満 約定利率×70% <p>(4) 5年ものの定期方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が6か月未満 解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×10% ・ 預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ・ 預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×20% ・ 預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×30% ・ 預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×40% ・ 預入期間が3年以上4年未満 約定利率×50% ・ 預入期間が4年以上5年未満 約定利率×70%
10. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子に対して一律20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ・ マル優の取扱いができます。
11. 自 動 継 続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式の場合、預入時の申出により自動継続の取扱いができます
12. 金 利 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
13. 預 金 保 険 制 度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本預金は、預金保険制度の対象となります。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 一部解約部分については前記9.の中途解約利率を適用します。

＜当行が契約している指定紛争解決機関＞

全国銀行協会

連 絡 先 : 全国銀行協会相談室

電話番号 : 0570-017109 または 03-5252-3772